

平成29年度

甲種防火管理新規講習の実施案内

精華町消防本部

相楽中部消防組合消防本部

※受講義務者

消防法では、多数の者を収容する建物の管理権原者に対し、防火管理者（防火管理の推進役）を定め、消防計画（防火管理業務を実施するための計画）を作成し、この消防計画に基づき防火管理上必要な業務を行うよう義務付けています。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有している者」と規定されています。

この講習は、防火管理業務に必要な知識及び技能を修得するためのものです。

1 目的

消防法第8条の規定による防火管理者の資格を同法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき付与することを目的とします。

2 受講対象者

木津川市及び相楽郡内に在住又は在勤の方で、消防法第8条第1項の規定に基づく甲種防火管理（新規）の資格を取得しようとする方。

3 講習日時

平成29年8月24日（木） 10時00分～16時10分

8月25日（金） 10時00分～16時30分

4 講習場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 関西光科学研究所 多目的ホール
木津川市梅美台8丁目1番

5 受付期間

平成29年7月3日（月）から同31日（月）まで（土・日・祝日は除く）
午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで

なお、定員は100名です。

6 申込方法

受講申込書に写真（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内に撮影した正面上半身、無帽、無背景のもの）を貼り、精華町消防本部予防課又は相楽中部消防組合消防本部予防課に提出して、引き換えに受講票を受け取ってください。

7 受講料

テキスト代として、**3,650円**を講習第1日目の受け付けの際にお支払ください。

8 講習修了証の交付

- (1) この講習の全課程を修了された方に修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けられた方は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による「甲種防火管理新規講習」の課程を修了したものに該当します。

9 その他

- (1) 受講者は、受講1日目、2日目ともに午前9時50分までに会場に集合し受講票を

受付に提出し、受講確認の押印したものを受け取ってください。

なお、遅刻、早退、欠席等により規定の講習時間に不足を生じたときは修了証の交付はできません。

- (2) 上記受講票は、修了証の交付を受け取る時に必要ですので大切に保管しておいてください。
- (3) テキストは、講習第1日目の受け付けの際、代金3,650円と引き換えにお受け取りください。
- (4) 受講者は、2日間とも筆記用具を持参してください。
- (5) 受講申し込み後の取り消しは原則として認めません。
- (6) 効果測定において、理解が不十分と認められた方には、修了証の交付を一時保留し、補講を受けていただくことがありますので、ご了承ください。
- (7) 受講中の加入電話については取り次ぎしません。
- (8) 受講に関する問い合わせは**精華町消防本部予防課**又は**相楽中部消防組合消防本部予防課**まで

精 華 町 消 防 本 部 Tel 0774-94-4397

相楽中部消防組合消防本部 Tel 0774-75-1381

《 会 場 案 内 図 》



甲種防火管理新規講習日程表

	科 目	時 間
8 月 24 日	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	10:00~10:05 (5分)
	開 会 挨 拶	10:05~10:10 (5分)
	防 火 管 理 の 意 義 及 び 制 度	10:10~11:10 (60分)
	休憩5分間	
	火 気 管 理 (基 礎 知 識)	11:15~12:15 (60分)
	休憩45分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (建 築)	13:00~14:00 (60分)
	休憩5分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (消 防 用 設 備)	14:05~15:05 (60分)
	休憩5分間	
	火 気 管 理 (危 険 物)	15:10~16:10 (60分)

8 月 25 日	防 火 管 理 に 係 る 消 防 計 画	10:00~12:00 (120分)
	休憩45分間	
	統 括 防 火 管 理	12:45~13:30 (45分)
	休憩5分間	
	防 火 管 理 に 係 る 訓 練 及 び 教 育	13:35~15:35 (120分)
	休憩5分間	
	効 果 測 定	15:40~16:00 (20分)
	閉 会 挨 拶	16:00~16:05 (5分)
	修 了 証 交 付	16:05~16:30 (25分)

